

第13号議案

中間市文化財保護条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市文化財保護条例の一部を改正する条例

中間市文化財保護条例（昭和53年中間市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第2章 市指定有形文化財（第4条—第18条）

第3章 市指定無形文化財（第19条—第24条）

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第25条—第31条）

第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第32条—第37条）

第6章 補則（第38条）

を

」

「

第2章 中間市指定有形文化財（第4条—第18条）

第3章 中間市指定無形文化財（第19条—第24条）

第4章 中間市指定有形民俗文化財及び中間市指定無形民俗文化財（第25条—第31条）

第5章 中間市指定史跡、中間市指定名勝及び中間市指定天然記念物（第32条—第37条）

第6章 中間市文化財専門委員会（第38条—第44条）

第7章 補則（第45条）

に

」

改める。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に、「同法の規定及び」を「法又は」に、「中間市の」を「中間市（以下「市」という。）の」に、「中間市に」を「市に」に、「我が国」を「我が国の」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は学術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (5) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並

びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 中間市指定有形文化財

第4条第1項中「中間市の」を「市の」に、「及び」を「又は」に、「中間市に」を「市に」に改め、同条第2項中「前項」を「教育委員会は、前項」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該有形文化財の」を加え、同条第3項中「別に定める中間市文化財専門委員会議」を「中間市文化財専門委員会」に改め、同条第6項中「第1項」を「教育委員会は、第1項」に改める。

第5条の見出しを「（指定の解除）」に改め、同条第1項中「その指定」を「当該市指定有形文化財の指定」に改め、同条第2項中「前項の規定による指定の解除をするときは、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による指定の解除について」に改め、同条第3項中「及び」を「又は」に改め、「ときは、」の次に「当該」を加え、「解除された」を「解除された」に改め、同条第4項中「前項の」の次に「規定による市指定有形文化財の指定の解除の」を、「文化財」の次に「であった有形文化財」を加え、同条第5項中「及び」を「又は」に、「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第6条第1項中「従い、」の次に「当該」を加え、同条第2項中「もっぱら」を「専ら」に、「代り」を「代わり」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第3項中「速やかに」を「、速やかに」に改め、同条第4項中「管理責任者には、」を削り、「規定を」を「規定は、管理責任者について」に改める。

第7条第1項中「新所有者」を「新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者」に改め、同条第2項中「市指定文化財」を「市指定有形文化財」に改める。

第8条の見出しを「（滅失、毀損等）」に改め、同条中「棄損し」を「毀損し」に改め、「ときは、」の次に「当該市指定有形文化財の」を加え、「その者」を「当該管理責任者」に、「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第9条の見出し中「所在の」の次に「場所の」を加え、同条中「するときは、」の次に「当該市指定有形文化財の」を加え、「その者」を「当該管理責任者」に改め、同条ただし書中「届出を要せず」を「、届出を省略し」に、「をもって足りる」を「ができる」に改める。

第10条の見出しを「（管理又は修理に係る補助金の交付）」に改め、同条第1項中「要し、」の次に「当該市指定有形文化財の」を、「場合には」の次に「、法第182条第1項の規定に基づき」を加え、「その経費」を「、その経費」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により」を加え、「その補助」を「補助金の交付」に改める。

第11条中「受ける」の次に「市指定有形文化財の」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「当該補助金」を「補助金」に改め、同条第1号中「管理」を「当該市指定有形文化財の管理」に、「条例又は」を「、この条例又はこの条例に基づく」に改め、同条第3号中「補助」を「規定による補助金の交付」に改め、「条件」の次に「又は指揮監督」を加える。

第12条第1項中「市指定の有形文化財」を「市指定有形文化財」に、「棄損し」を「毀損

し」に改め、「委員会は、」の次に「当該市指定有形文化財の」を加え、「その他」を「その他その」に改め、同条第2項中「棄損している」を「毀損している」に改め、「委員会は」の次に「、当該市指定有形文化財の」を加え、同条第4項中「前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による費用の負担について」に改める。

第13条第1項ただし書中「現状の変更」を「現状変更」に、「影響の」を「影響が」に改め、同条第2項中「与える」を「する」に、「同項の現状の変更」を「、当該現状変更」に改め、同条第3項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第14条第1項中「するときは、」の次に「当該市指定有形文化財の」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同条第2項中「与える」を「する」に改める。

第15条第1項中「6か月」を「6月」に改め、同条第2項中「3か月」を「3月」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 市は、第1項の規定による要請に基づく出品のために要する費用の全部について、又は前項の規定による勧告に基づく公開のために要する費用の全部又は一部について、それぞれ予算の範囲内で負担することができる。

第15条第4項中「責に」を「責めに」に改め、同条第6項中「教育委員会は、」を削り、「第1項」の次に「の規定により市指定有形文化財を出品し、」を加え、「出品し、又は」を「市指定有形文化財を」に改め、同項本文中「棄損した」を「毀損した」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該市指定有形文化財の」を加え、「責に」を「責めに」に、「又は棄損した」を「、又は毀損した」に改める。

第16条を次のように改める。

(準用)

第16条 前条第5項の規定は、第9条の規定による届出（市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供することを目的とするものに限る。）について準用する。ただし、前条第1項の規定による出品又は同条第2項の規定による公開の場合を除く。

第17条の見出しを「(報告)」に改める。

第18条第1項中「新所有者は当該市有形文化財」を「新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者は、当該市指定有形文化財」に、「、指示」を「若しくは指示又は」に、「旧所有者」を「当該市指定有形文化財の所有者であった者」に改め、同条第2項中「前項の場合には、旧所有者」を「前項に規定する場合においては、当該市指定有形文化財の所有者であった者」に、「新所有者」を「新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 中間市指定無形文化財

第19条の見出しを「(指定又は認定)」に改め、同条第1項中「中間市の」を「市の」に、「第56条の3第1項及び県条例第20条第1項」を「第71条第1項又は県条例第23条第1項」に、「中間市に」を「市に」に改め、同条第2項中「市無形文化財」を「無形文化財」に改め、「同じ。）」を」の次に「市指定無形文化財の保持者又は保持団体に」を加え、同条第3項中「第1項」を「教育委員会は、第1項」に、「別に定める中間市文化財専門委員会議

を「中間市文化財専門委員会」に改め、同条第4項中「よる指定」の次に「及び第2項の規定による認定」を加え、「（保持団体にあつては、その代表者）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、保持団体として認定しようとするものに対する通知は、当該保持団体の代表者に対してするものとする。

第19条第5項中「認定するに足りるもの」を「第2項の規定による認定をするに足りる無形文化財の保持者又は保持団体」に、「そのものを」を「当該無形文化財の」に、「として追加認定する」を「を当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に追加で認定する」に改め、同条第6項中「前項の規定による追加認定には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による認定について」に改める。

第20条の見出しを「（指定又は認定の解除）」に改め、同条第2項中「保持者が」を「市指定無形文化財の保持者が」に改め、「ため」の次に「当該市指定無形文化財の」を、「場合、」の次に「市指定無形文化財の」を加え、同条第3項中「第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、」を削り、「規定を」を「規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除について」に改め、同条第5項中「第56条の3第1項及び県条例第20条第1項」を「第71条第1項又は県条例第23条第1項」に改め、同条第6項中「又は」の次に「当該市指定無形文化財の」を加え、同条第7項中「保持者」を「市指定無形文化財の保持者」に、「保持団体」を「市指定無形文化財の保持団体」に、「すべて」を「全て」に、「場合には」を「場合において」に改める。

第21条中「保持者が」を「市指定無形文化財の保持者が」に、「、その他」を「その他」に、「保持者又は」を「当該保持者又は」に、「保持団体が名称」を「市指定無形文化財の保持団体が名称」に改める。

第22条第1項中「ときは、」の次に「当該」を加え、「ものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる」を削り、同条第2項中「前項の規定により補助金を交付する場合には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による補助金の交付について」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、市指定無形文化財の保存に要する経費の一部に充てさせるため、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

第23条第1項中「市指定無形文化財の公開」を「当該市指定無形文化財の公開」に、「その記録」を「当該記録」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第15条第3項及び第5項の規定は前項の規定による勧告に基づく市指定無形文化財又は市指定無形文化財の記録の公開について、同条第6項の規定は前項の規定による勧告に基づく公開をしたことに起因する当該市指定無形文化財の記録の滅失又は毀損について準用する。

第23条第3項中「を予算の範囲内で補助する」を「に充てさせるため、当該記録の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する」に改め、同条第4項中「前項の規定により補助金を交付する場合には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による補助金の交付

について」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 中間市指定有形民俗文化財及び中間市指定無形民俗文化財

第25条第1項中「中間市の」を「市の」に、「第56条の10第1項及び県条例第26条第1項」を「第78条第1項又は県条例第29条第1項」に改め、「。以下同じ」を削り、「中間市に」を「市に」に改め、同条第2項中「前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について」に改め、同条第3項中「第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、」を削り、「規定を」を「規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について」に改める。

第26条の見出しを「（指定の解除）」に改め、同条第1項中「又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は」を「が市指定有形民俗文化財としての価値を失った場合、市指定無形民俗文化財が」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条第2項中「前項」を「第5条第2項及び第5項の規定は、前項」に、「には、第5条第2項及び第5項の規定を」を「について」に改め、同条第3項中「第1項」を「第20条第3項の規定は、第1項」に、「には、第20条第3項の規定を」を「について」に改め、同条第4項中「告示する」を「告示してする」に改め、同条第5項中「第56条の10第1項及び県条例第26条第1項」を「第78条第1項又は県条例第29条第1項」に改め、同条第6項中「前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項に規定する市指定有形民俗文化財の指定の解除について」に改め、同条第7項中「の場合の」を「に規定する」に改める。

第28条の見出し中「規定」を削り、同条中「市指定有形民俗文化財については、」を削り、「規定を」を「規定は、市指定有形民俗文化財について」に改める。

第29条第1項中「市指定無形民俗文化財に」を「、当該市指定無形民俗文化財に」に改め、「ものとし、市は、その保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる」を削り、同条第2項中「前項の規定により補助金を交付する場合には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による補助金の交付について」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に要する経費の一部に充てさせるため、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

第30条第2項中「前項の規定による公開には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 中間市指定史跡、中間市指定名勝及び中間市指定天然記念物

第32条第1項中「中間市の」を「市の」に、「第69条第1項及び県条例第34条第1項」を「第109条第1項又は県条例第37条第1項」に、「中間市に」を「市に」に改め、同条第2項中「前項の規定による指定には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による指定について」に改める。

第33条の見出しを「(指定の解除)」に改め、同条第1項中「その指定」を「、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定」に改め、同条第2項中「第69条第1項及び県条例第34条第1項」を「第109条第1項又は県条例第37条第1項」に、「解除された」を「、解除された」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第5条第2項の規定は第1項の規定による指定の解除に、同条第4項の規定は前項に規定する指定の解除について準用する。

第34条の見出しを「(標識等の設置)」に改め、同条中「囲いさく」を「囲い柵」に改める。

第35条中「ときは、」の次に「当該市指定史跡名勝天然記念物の」を加え、「その者」を「当該管理責任者」に改める。

第36条第2項中「前項の規定による許可を与える場合には、」を削り、「規定を」を「規定は、前項の規定による許可について」に改める。

第37条の見出しを「(準用)」に改め、同条中「市指定史跡名勝天然記念物については、」を削り、「規定を」を「規定は、市指定史跡名勝天然記念物について」に改める。

第6章を第7章とする。

第38条を第45条とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 中間市文化財専門委員会

(設置)

第38条 市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について教育委員会に対し建議するため、中間市文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を教育委員会に設置する。

(任務等)

第39条 専門委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財の指定に関し、第4条第3項（第25条第2項又は第32条第2項において準用する場合を含む。）又は第19条第3項（第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。
- (2) 文化財の指定の解除に関し、第5条第2項（第26条第2項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第4条第3項又は第20条第3項（第26条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第19条第3項の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。
- (3) 無形文化財の保持者又は保持団体の認定に関し、第19条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。
- (4) 無形文化財の保持者又は保持団体の認定の解除に関し、第20条第3項において準用する第19条第3項の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

2 前項に規定するもののほか、専門委員会は、市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の求めに応じて意見を述べ、又は建議することができる。

(委員)

第40条 専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第42条 専門委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、専門委員会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第44条 専門委員会の庶務は、教育委員会の事務局において文化財の保護に関する事務を所掌する部署がこれを処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

中間市文化財保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第2章 中間市指定有形文化財（第4条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 中間市指定無形文化財（第19条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 中間市指定有形民俗文化財及び中間市指定無形民俗文化財（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第5章 中間市指定史跡、中間市指定名勝及び中間市指定天然記念物（第32条—第37条）</u></p> <p><u>第6章 中間市文化財専門委員会（第38条—第44条）</u></p> <p><u>第7章 補則（第45条）</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第182条第2項の規定に基づき、法又は福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で中間市（以下「市」という。）の区域内に存するものうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって中間市民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p><u>第2章 市指定有形文化財（第4条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 市指定無形文化財（第19条—第24条）</u></p> <p><u>第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財（第25条—第31条）</u></p> <p><u>第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第32条—第37条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第38条）</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）<u>第98条第2項の規定に基づき、同法の規定及び福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で中間市の区域内に存するものうち中間市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって中間市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例で「文化財」とは、<u>法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物を</u></p>

(1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は学術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。

(4) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。

(5) 記念物 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの及び庭園、橋りょう、峡谷、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

第2章 中間市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項又は県条例第4条第1項の規定により指定されたものを除く。

いう。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、中間市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項及び県条例第4条第1項の規定により指定されたものを除

以下同じ。)のうち市にとって重要なものを中間市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ中間市文化財専門委員会に諮問しなければならない。

4・5 (略)

6 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(指定の解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項又は県条例第4条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財であった有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければなら

く。以下同じ。)のうち中間市にとって重要なものを中間市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ別に定める中間市文化財専門委員会に諮問しなければならない。

4・5 (略)

6 第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除をするときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項及び県条例第4条第1項の規定による指定があったときは、市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

ばならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、当該市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべきもの（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者は、速やかに当該市指定有形文化財の指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代り当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべきもの（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに当該市指定有形文化財の指定書を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届出

け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の場所の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を省略し、又は所在の場所を変更した後届け出ることができる。

(管理又は修理に係る補助金の交付)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、法第182条第1項の規定に基づき、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、補助金の交付の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

なければならない。

(滅失、棄損等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは棄損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける市指定有形文化財の所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 当該市指定有形文化財の管理又は修理に関し、この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) (略)
- (3) 前条第2項の規定による補助金の交付の条件又は指揮監督に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他その管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 (略)
- 4 第10条第2項及び前条の規定は、前項の規定による費用の負担について準用する。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) (略)
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定の有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、棄損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が棄損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 (略)
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第10条第2項及び前条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、その許可の条件として、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第14条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内

(現状変更等の制限)

第13条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第14条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第15条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6か月以

の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 市は、第1項の規定による要請に基づく出品のために要する費用の全部について、又は前項の規定による勧告に基づく公開のために要する費用の全部又は一部について、それぞれ予算の範囲内で負担することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 (略)

6 第1項の規定により市指定有形文化財を出品し、又は第2項の規定により市指定有形文化財を公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

(準用)

第16条 前条第5項の規定は、第9条の規定による届出（市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供することを目的とするものに限る。）について準用する。ただし、前条第1項の規定による出品又は同条第2項の規定による公開の場合を除く。

内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3か月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

5 (略)

6 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は棄損したときは、市は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき理由によって滅失し又は棄損した場合は、この限りでない。

(準用規定)

第16条 前条第1項又は第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第9条の規定による届出があつた場合には、前条第5項の規定を準用する。

(報告)

第17条 (略)

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告若しくは指示又はその他の処分による当該市指定有形文化財の所有者であった者の権利義務を承継する。

- 2 前項に規定する場合においては、当該市指定有形文化財の所有者であった者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新たに当該市指定有形文化財の所有者となった者に引き渡さなければならない。

第3章 中間市指定無形文化財

(指定又は認定)

第19条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項又は県条例第23条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを中間市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定しなければ

(調査)

第17条 (略)

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は当該市有形文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第19条 教育委員会は、中間市の区域内に存する無形文化財（法第56条の3第1項及び県条例第20条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち中間市にとって重要なものを中間市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

ばならない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ、中間市文化財専門委員会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定及び第2項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。この場合において、保持団体として認定しようとするものに対する通知は、当該保持団体の代表者に対してするものとする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として第2項の規定による認定をするに足りる無形文化財の保持者又は保持団体があると認めるときは、当該無形文化財の保持者又は保持団体を当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に追加で認定することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

(指定又は認定の解除)

第20条 (略)

- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため当該市指定無形文化財の保持者として適当でなくなったと認められる場合、市指定無形文化財の保持団体がその構成員の異動のため当該市指定無形文化財の保持団体として適当でなくなった場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ、別に定める中間市文化財専門委員会議に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)として認定しようとするものに通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第20条 (略)

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなった場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。

4 (略)

5 市指定無形文化財について、法第71条第1項又は県条例第23条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は当該市指定無形文化財の保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は市指定無形文化財の保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該市指定無形文化財の保持者又は市指定無形文化財の保持団体の認定は解除されたものとし、市指定無形文化財の保持者の全てが死亡したとき、又は市指定無形文化財の保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第21条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める理由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。市指定無形文化財の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては代表者であった者）について同様とする。

4 (略)

5 市指定無形文化財について、法第56条の3第1項及び県条例第20条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則の定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては代表者であった者）について同様とする。

(保存)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、市指定無形文化財の保存に要する経費の一部に充てさせるため、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し当該記録の公開を勧告することができる。

2 第15条第3項及び第5項の規定は前項の規定による勧告に基づく市指定無形文化財又は市指定無形文化財の記録の公開について、同条第6項の規定は前項の規定による勧告に基づく公開をしたことに起因する当該市指定無形文化財の記録の滅失又は毀損について準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部に充てさせるため、当該記録の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(保存)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることが適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には第15条第3項及び第5項の規定を、前項の規定により公開したことに起因して当該市指定無形文化財の記録が滅失し又は棄損した場合には同条第6項の規定を準用する。

3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

第4章 中間市指定有形民俗文化財及び中間市指定無形民俗文化財

(指定)

第25条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項又は県条例第29条第1項の規定により指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを中間市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項又は県条例第29条第1項の規定により指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを中間市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第19条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 (略)

(指定の解除)

第26条 市指定有形民俗文化財が市指定有形民俗文化財としての価値を失った場合、市指定無形民俗文化財が市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由がある場合は、教育委員会は、その指定を解除することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第25条 教育委員会は、中間市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第56条の10第1項及び県条例第26条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち中間市にとって重要なものを中間市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第56条の10第1項及び県条例第26条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち中間市にとって重要なものを中間市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第19条第3項の規定を準用する。

4 (略)

(解除)

第26条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 第5条第2項及び第5項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 3 第20条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項又は県条例第29条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 第5条第4項及び第5項の規定は、前項に規定する市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 7 第5項に規定する市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第28条 第6条から第12条まで及び第15条から第18条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に要する経費の一部に充てさ

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第20条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示する。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第56条の10第1項及び県条例第26条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。
- 7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第28条 市指定有形民俗文化財については、第6条から第12条まで及び第15条から第18条までの規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

せるため、当該市指定無形民俗文化財の保存に当たることが適当と認める者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第30条 (略)

2 第23条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

第5章 中間市指定史跡、中間市指定名勝及び中間市指定天然記念物

(指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項又は県条例第37条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを中間市指定史跡、中間市指定名勝又は中間市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の解除)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第30条 (略)

2 前項の規定による公開には、第23条第3項及び第4項の規定を準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第32条 教育委員会は、中間市の区域内に存する記念物（法第69条第1項及び県条例第34条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち中間市にとって重要なものを中間市指定史跡、中間市指定名勝又は中間市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会はその指定を解除することができる。

る。

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項又は県条例第37条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第5条第2項の規定は第1項の規定による指定の解除に、同条第4項の規定は前項に規定する指定の解除について準用する。

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い柵その他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 (略)

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(準用)

2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項及び県条例第34条第1項の規定による指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

(標識の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則に定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いさくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 (略)

2 前項の規定による許可を与える場合には、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第17条及び第18条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 中間市文化財専門委員会

(設置)

第38条 市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について教育委員会に対し建議するため、中間市文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を教育委員会に設置する。

(任務等)

第39条 専門委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化財の指定に関し、第4条第3項（第25条第2項又は第32条第2項において準用する場合を含む。）又は第19条第3項（第25条第3項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。
- (2) 文化財の指定の解除に関し、第5条第2項（第26条第2項又は第33条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第4条第3項又は第20条第3項（第26条第3項において準用する場合を含む。）において準用する第19条第3項の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。
- (3) 無形文化財の保持者又は保持団体の認定に関し、第19条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

第37条 市指定史跡名勝天然記念物については、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第17条及び第18条第1項の規定を準用する。

(4) 無形文化財の保持者又は保持団体の認定の解除に関し、第20条第3項において準用する第19条第3項の規定による諮問に応じ、調査し、審議し、及び答申すること。

2 前項に規定するもののほか、専門委員会は、市における文化財の保存及び活用に関する重要事項について、教育委員会の求めに応じて意見を述べ、又は建議することができる。

(委員)

第40条 専門委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第42条 専門委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、専門委員会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第43条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、

その議長となる。ただし、会長及び副会長を定めていないときは、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第44条 専門委員会の庶務は、教育委員会の事務局において文化財の保護に関する事務を所掌する部署がこれを処理する。

第7章 補則

(委任)

第45条 (略)

第6章 補則

(委任)

第38条 (略)